

大阪医科薬科大学 医学研究支援センター実験動物部門細則

(昭和63年10月19日施行)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学医学研究支援センター規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学医学研究支援センター実験動物部門（以下、「動物部門」という。）の管理運営等について定めるものとする。

第2条 動物実験等を行う共同利用施設の呼称を実験動物センター（以下、「センター」という。）とする。

第3条 動物部門は、センターを利用しようとする実験者の申込みに基づきセンターの利用を許可する。

- 2 利用者は、動物部門の定める「実験動物部門利用規則」を遵守しなければならない。
- 3 利用規則違反者に対しては、一定期間動物部門出入り禁止処分とし、必要に応じて違反者が所属する教室にもその責任を問う。

第4条 実験動物部門に次の職員を置く。

- (1) 動物部門長（以下、「部門長」という。）
 - (2) 副部門長
 - (3) その他、必要な職員（技術職員及び用務職員）
- 2 部門長は、学長の監督の下に動物部門の業務を掌握する。
 - 3 副部門長は、部門長を補佐し、動物部門の業務を処理する。
 - 4 その他の職員は、上司の命を受け、動物部門の業務に従事する。
 - 5 動物部門は、その円滑な運営を図るため、若干名の兼任職員を置くことができる。兼任職員は、部門長を補佐し、動物部門の業務を分掌する。

第5条 部門長は教授をもって充て、その選考は医学部及び看護学部教授会において行う。

- 2 部門長の任期は、6月1日より2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合、前項の選出方法により後任を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第6条 兼任職員は、部門長の具申に基づき、医学部及び看護学部教授会において教員の中から選任する。

- 2 兼任期間は2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合、前項の選出方法により後任を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第7条 動物部門の管理・運営に関する事項を審議するため、動物部門運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

第8条 動物部門利用上の諸問題を討議するため、運営委員会の下部組織として実験者により構成される利用者を置く。

2 利用者会に関する細則は、別に定める。

第9条 この細則に定めるもののほか、動物部門に関して必要な事項は、医学部及び看護学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

第10条 この細則の改廃は、部門長の発議により医学研究支援センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月17日から施行する。